

後期高齢者医療保険料の改定について

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、後期高齢者医療の保険料率は2年を通じ財政の均衡を保つものとされており、令和4・5年度は第8期財政運営期間となります。

保険料は、一人あたりの医療費、被保険者数及び一人あたり所得額の伸び等を勘案し、また低所得者への負担についても配慮のうえ、長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり改定されます。

1 保険料

	改定後(令和4・5年度)	現行(令和2・3年度)	差
均等割額	40,907円	40,907円	0円
所得割率	8.43%	8.43%	0%
賦課限度額	660,000円	640,000円	20,000円

2 算定方法

加入者全員が負担する「均等割」と前年所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。

均等割額 40,907円	+	所得割額 (前年中の総所得金額等-43万円)×8.43%	=	一人あたりの 保険料額 (賦課限度額66万円)
-----------------	---	---------------------------------	---	-------------------------------

3 均等割軽減に関する軽減判定所得は改定なし

所得の低い世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。

(世帯内の被保険者と世帯主の前年度の合計所得額が基準額以下の場合)

(1) 7割軽減の基準額

(現行) 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

(改定なし) //

(2) 5割軽減の基準額

(現行) 43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

(改定なし) //

(3) 2割軽減の基準額

(現行) 43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

(改定なし) //

4 一人あたりの平均保険料(軽減後)

	令和4・5年度(広域連合による試算)
保険料	63,125円

◎東御市の被保険者の状況

被保険者数の推移

	被保険者数	対前年増減	対前年比
平成 25 年度	4,346 人	30 人	100.7%
平成 26 年度	4,331 人	△15 人	99.7%
平成 27 年度	4,365 人	34 人	100.8%
平成 28 年度	4,442 人	77 人	101.8%
平成 29 年度	4,540 人	98 人	102.2%
平成 30 年度	4,665 人	125 人	102.8%
令和元年度	4,775 人	110 人	102.4%
令和 2 年度	4,814 人	39 人	100.8%

(年間平均による)

一人あたりの医療費

	一人当たり医療費	対前年増減	対前年比	県平均
平成 25 年度	784,206 円	97 円	100%	799,453 円
平成 26 年度	795,875 円	11,669 円	101.5%	804,424 円
平成 27 年度	855,231 円	59,356 円	107.5%	824,529 円
平成 28 年度	850,019 円	△5,212 円	99.4%	819,991 円
平成 29 年度	831,782 円	△18,237 円	97.9%	827,202 円
平成 30 年度	842,078 円	10,296 円	101.2%	831,187 円
令和元年度	869,249 円	27,171 円	103.2%	838,973 円
令和 2 年度	867,015 円	△2,234 円	99.7%	818,902 円

(年間平均による)